

政務活動費の指針の改定について

I 改定の経緯

- R01.06.24(月) 政務活動費のあり方を検討するため、団長会のもとに政務活動費連絡会を設置することを団長会が決定。
- R01.07～12月 政務活動費連絡会が政務活動費のあり方を検討（全9回開催）。
- R01.12.05(木) 政務活動費連絡会が検討結果として報告書を決定。
- R01.12.17(火) 政務活動費連絡会座長が検討結果を団長会に報告し、団長会が了承。

II 改定の概要

1 議員本人、生計同一親族、関係する法人の取扱い

(1) 事務所費【指針P28】

- ・ 事務所が議員本人・1親等の親族・生計同一親族の所有物（共有を含む）である場合は、事務所の賃借料に政務活動費を充当することはできないものとした。
- ・ 議員本人・1親等の親族・生計同一親族が役員等の法人所有の事務所の場合も、事務所の賃借料に政務活動費を充当することはできないものとした。

(2) 人件費【指針P34】

- ・ 1親等の親族・生計同一親族を政務活動補助職員として雇用する場合は、人件費に政務活動費を充当することはできないものとした。

(3) 調査研究費【指針P13】

ア 調査研究委託【指針P14】

- ・ 調査研究委託の委託先が1親等の親族・生計同一親族の場合又は議員本人・1親等の親族・生計同一親族が役員等を務める法人の場合は、調査研究委託費に政務活動費を充当することはできないものとした。

イ 県外調査出張の同行【指針P13】

- ・ 1親等の親族・生計同一親族の県外調査出張への同行は政務活動費を充当できないものとした。

2 議長提出すべき書類【指針P31】

- ・ 電話代等の請求内訳が記載されている明細書を議長提出すべき書類とした。

3 タクシーの利用区間等の記載【指針P11, P15, P19, P21, P24, P26】

- ・ 支出伝票の備考欄等に利用区間（乗車地・主な経由地・降車地）及び利用目的を記載するものとした。なお、利用区間は町名までの記載とする。

4 支出伝票等の様式変更【指針P2, P36, P60, P62】

- ・ 会計帳簿と支出伝票に統一の通し番号を記載するものとした。
- ・ 支出伝票に会派名を必ず記載するものとした。

5 伝票の備考欄等への記載事項の追加

(1) 会議費【指針P25】

- ・ 各種会議の開催に要する経費に充当する場合は、当該会議等のテーマ、場所等を支出伝票の備考欄等に記載するものとした。

(2) 交通費【指針P11, P15, P19, P21, P24, P26】

- ・ 電車代等の交通費の領収書で、利用区間の明示がない場合は、支出伝票の備考欄等に利用区間を記載するものとした。

(3) 広報・広聴費、資料作成費【指針P11, P18, P23, P26】

- ・ 金額にかかわらず、資料作成費に政務活動費を充当する場合は、資料の作成部数を支出伝票の備考欄等に記載するものとした。

6 指針における使途の明確化

(1) 広報・広聴費【指針P22】

- ・ 広報・広聴費の具体的な経費の事例に「新聞等掲載料」を追加した。

(2) クレジットカード決済【指針P7, P8, P11, P31】

- ・ クレジットカード決済は、一括払いの場合のみ政務活動費を充当することができるものとした。

(3) 宿泊費【指針P17, P18, P19】

- ・ 研修費の具体的な経費の事例に「宿泊費」を追加した。

(4) 切手・はがきの購入【指針P12, P23, P32】

- ・ 切手の購入費は、一月当たり1万円を充当限度額とした。

7 その他

(1) 会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しの閲覧（条例第16条）【指針P80】

- ・ 情報公開請求を経ずに即日閲覧できる制度を導入することとした。

(2) 会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しの閲覧開始日（施行規程第7条）【指針P84】

- ・ 閲覧開始日は議長提出すべき期間の末日の翌日から起算して150日を経過する日の翌日とする。

Ⅲ 適用期日【指針P38】

- ・ 新たな政務活動費の指針は、令和2年4月に交付される政務活動費から適用する。ただし、事務所費及び人件費に係る事項については、契約関係及び雇用関係の問題があるため、令和2年度中に整理を行うこととし、令和3年4月に交付される政務活動費から適用する。
- ・ 現行の政務活動費の手引きは、令和2年3月に交付される政務活動費まで適用する。